

# 四川省著名商標認定・保護条例

2002年7月20日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 四川省著名商標認定・保護条例

### 第一章 総則

第一条 四川省著名商標権利者および消費者の合法的な権益の保護、市場経済秩序の維持・保護、経済発展の促進を図るため、『中華人民共和国商標法』および関係法律、法規の規定に基づき、かつ四川省の実状に鑑み、本条例を制定する。

第二条 本条例にいう四川省著名商標とは、関連する公衆に認知されており、市場において比較的高い知名度と信用度を有するとともに、本条例の規定に従って認定された登録商標を指す。

第三条 四川省著名商標の認定、保護、管理に本条例を適用する。

第四条 省工商行政管理部門は四川省著名商標の認定、保護、管理に関する活動について責任を負う。

関係工商行政管理部門および業界団体、消費者権益保護団体は工商行政管理部門による四川省著名商標の認定・保護活動の実施に協力しなければならない。

第五条 四川省著名商標の認定・保護については、公開、公平、公正の原則に従う。

### 第二章 申請および認定

第六条 四川省著名商標の認定申請に当たっては、以下に掲げる条件に合致していなければならない。(一) 申請人の住所が本省行政区域内にあること。(二) 申請人は登録商標所有者または登録商標所有者から使用許諾を得ており、かつ申請に関する権限を授与されている自然人、法人またはその他組織であること。(三) 当該商標について、登録を許諾された日から3年以上連続で使用されており、かつ商標権に関する争議が存在しないこと。(四) 当該商標を使用する商品について、業界内の同類・同レベルの商品のうち、品質に優れ、安定性があり、アフターサービスも良好で、市場において比較的高い名声を有していること。(五) 過去3年間の当該商標を使用した商品の売上高、納税額、利益、シェアなどの経済指標が業界内の同類・同レベル

の商品をリードしていること。(六) 申請人は厳格な商標使用、管理制度および保護措置を備えていること。(七) 申請人に過去3年間、他者の登録商標専用権を故意に侵害する違法行為がないこと。

第七条 四川省著名商標については、商標権利者が自発的に省工商行政管理部門に対して認定申請を提出するとともに、以下の文書および資料を提出すること。

(一) 法定機関による署名捺印がある身分または登記証書副本

(二) 『商標登録証』原本および副本

(三) 四川省著名商標認定申請書

(四) 当該商標を使用する商品の過去3年間の生産量、品質、売上高、納税額、利益、シェアなどの主要経済指標および業界の同類・同レベル商品におけるランク状況

(五) 当該商標の広告発表と宣伝および公益活動への参加などの面に関する状況

(六) 当該商標の国内外における登録、使用、管理、自己保護に関する状況

申請人は文書および資料を所在地の市、州工商行政管理部門に送る、または省工商行政管理部門に直接手渡すことができる。市、州工商行政管理部門は申請資料を受領した日から10日以内に、省工商行政管理部門に転送しなければならない。

第八条 省工商行政管理部門は申請資料を受領した日から10日以内に、審査を行わなければならない。本条例第七条の規定に合致する場合、受理しなければならない。規定に合致しない場合、書面で理由を説明し、10日以内に申請人に通知するとともに、関連資料を返却しなければならない。文書の修正が必要な場合、申請人に期限内に修正するよう書面で通知しなければならない。期限を過ぎても修正を行わない場合、申請を放棄したものと見なす。

省工商行政管理部門は受理した申請について、申請人に書面で通知するとともに、省レベルの刊行物に四川省著名商標1次審査公告を公表しなければならない。1次審査公告された商標について、公告日から30日間は、いかなる者も異議申し立てが可能である。

第九条 省工商行政管理部門は申請受理後、申請資料の真実性、合法性、正確性について、審査、事実確認を行うとともに、審査意見を示さなければならない。審議の中で、関係行政管理部门、業界団体、消費者権益保護団体の意見を求めなければならない。関連組織に委託して、社会調査を行うことも可能である。

関係行政管理部門、業界団体および消費者権益保護団体はありのままに、省工商行政管理部門に書面による意見を提供しなければならない。

第十条 省工商行政管理部門は四川省著名商標認定委員会の設立を手配するとともに、その日常の活動について責任を負う。認定委員会は少なくとも40人以上の法律、経済、科学技術および関連業種の専門家で構成し、記録に残すために、省人民政府に報告する。

省著名商標の認定に関する各回審議については、省工商行政管理部門が認定委員会の各方面の専門家の中から少なくとも21人以上を確定し、著名商標認定グループを構成し、認定に関する職権を集団で行使する。

第十一条 著名商標認定グループは申請人が提出した資料および省工商行政管理部門の審査意見に基づき、認定申請された商標に対して、認定審議を行う。

四川省著名商標の認定については、著名商標認定グループ委員全員の無記名投票による表決を行わなければならない、3分の2以上の多数で可決する。

第十二条 四川省著名商標の具体的な認定基準については、省工商行政管理部門が関係部門とともに起草し、省人民政府に報告、認可後、公布する。

第十三条 認定された四川省著名商標については、省工商行政管理部門が『四川省著名商標証書』を発給するとともに、省レベルの主要刊行物上で公告する。

第十四条 四川省著名商標の有効期間は3年とし、公告日より起算する。有効期間満了前の3ヵ月以内に、または特殊な原因がある場合は有効期間満了後3ヵ月以内に、四川省著名商標権利者は省工商行政管理部門に延長申請を行うことができる。本条例第六条が規定する条件に合致する場合、省工商行政管理部門は確認を行うとともに、公告する。延長有効期間は毎回3年とする。期限を過ぎても延長申請を行わない、または審査を経て、条件に合致していない場合、当該著名商標は失効し、省工商行政管理部門が公告する。

### 第三章 保護および管理

第十五条 四川省著名商標権利者は審査によって使用を許可された商品およびその包装、装飾、説明書、業務書簡、または広告宣伝、展覧およびその他の業務活動において、「四川省著名商標」の文字を使用することができる。但し、認定取得日を明記しなければならない。

第十六条 四川省著名商標認定委員会による認定、または四川省著名商標所有者の法による許諾を経ずに、その他のいかなる部門・組織および個人も「四川省著名商標」の文字を使用してはならない。

第十七条 四川省著名商標権利者は商標に対する管理および自己保護の強化、製品またはサービスの質の向上、消費者の合法的な権益の維持・保護、四川省著名商標の名声の維持・保護を図らなければならない。

第十八条 四川省著名商標所有者は、法に従って、他者による著名商標の使用を許諾する場合、商標の使用許諾契約の締結日から 30 日以内に、記録を残すため、工商行政管理部門に報告しなければならない。四川省著名商標所有者は登録人の名称、住所またはその他の登録事項を変更する場合、登録変更日から 30 日以内に、記録を残すため、工商行政管理部門に報告しなければならない。

第十九条 四川省著名商標は同類商品の中で以下の保護を受ける。

(一) 他者は四川省著名商標と同じまたは類似した文字、図形、音標文字、数字、立体マーク、色の組み合わせ、および上述の要素の組み合わせたものを、商品の名称、包装、装飾に使用してはならない、或いは未登録商標として使用してはならず、かつ誤認を引き起こしてはならない。(二) 他者は四川省著名商標の指定商品特有の名称、包装、装飾またはそれに類似した名称、包装、装飾を無断で使用してはならず、かつ誤認を引き起こしてはならない。

第二十条 非類似商品上に、他者の著名商標と同一または類似する文字、図形、音標文字、数字、立体マーク、色の組み合わせ、および上述の要素を組み合わせたものを、商品の名称、装飾或いは未登録商標として使用してはならない。かつ、当該商品と著名商標所有者との間に何らかの関係があることを暗示することで、著名商標所有者の権益が損なわれた場合、著名商標所有者はその権益が損なわれたことを知った日、または知るべき日から 2 年以内に、工商行政

管理部門に使用の差し止めを求めることができる。

第二十一条 他者は四川省著名商標と同一または類似した文字を企業名称或いは屋号に使用してはならない。他者は四川省著名商標所有者の企業名称または屋号と同一または類似した文字を企業名称或いは屋号および未登録商標として使用してはならない。

第二十二条 四川省著名商標権利者が、その商標または企業名称が他者のそれと混同され、関連する公衆の誤認を引き起こすと認識する場合、省工商行政管理部門に法に従ってその商標の保護或いは他者の企業名称の変更を求めることができる。但し、他者の商標登録または企業名称の登記が先に行われていた場合を除く。

第二十三条 以下に掲げる状況の一つがある場合、省工商行政管理部門は四川省著名商標を取り消すとともに、公告する。

- (一) 虚偽の文書、資料の提供などの欺瞞手段によって四川省著名商標を取得した場合。
- (二) 有効期間内に本条例第六条（四）、（五）、（六）項の条件に合致しない場合。
- (三) 当該著名商標について、査定された商品の使用範囲を超え、指定の期限内における是正を命じたにも関わらず、是正を拒否した場合。
- (四) 中華人民共和国商標法および関連規定に違反した場合。

#### 第四章 法律責任

第二十四条 本条例第十六条の規定に違反した場合、県級以上の工商行政管理部門が是正を命じ、違法所得を没収するとともに、情状に基づき、1,000元以上3万元以下の罰金を科す。

第二十五条 本条例第十九条の規定に違反し、四川省著名商標権利者の合法的な權益を損なった場合、県級以上の工商行政管理部門が行為者に対して権利侵害行為の停止を命じるとともに、『中華人民共和国商標法』およびその実施細則など関係法律、法規の規定に従って処罰する。

第二十六条 本条例第二十条の規定に違反した場合、県級以上の工商行政管理部門が是正を命じる。是正を拒否した場合、1万元以上3万元以下の罰金を科すことができる。

第二十七条 本条例第二十三条第（一）項の規定に違反して、四川省著名商標を取得した場合、省工商行政管理部門はその四川省著名商標を取り消すとともに公告を行い、違法所得を没収し、かつ1,000元以上3万元以下の罰金を科すことができる。当該商標については、取消を公告された日から3年間、四川省著名商標の認定を再申請してはならない。

第二十八条 工商行政管理部門の職員、四川省著名商標認定委員会の構成員に、四川省著名商標の審議、認定、保護、管理において、職責を軽んじる、職権を乱用する、私情にとらわれて不正をはたらく、贈収賄などの行為があった場合、関係部門が法に従って処分する。犯罪を構成する場合は、法に従って刑事責任を追及する。

第二十九条 当事人は行政処分決定に不服な場合、法に従って行政不服審査の申し立て、または人民法院に行政訴訟を提起することができる。

## 第五章 付則

第三十条 本条例の商品の商標に関する規定は、役務（サービス）商標、集団商標、証明商標に適用される。

第三十一条 本条例は2002年12月1日より施行する。